

狛江市地域防災計画震災編令和7年修正について

- 1 現在までの修正業務の概要
- 2 狛江市地域防災計画震災編令和7年修正における主要修正事項
- 3 今後の業務予定
- 4 別添資料
 - ① 狛江市地域防災計画震災編令和7年修正（案）
 - ② 狛江市地域防災計画（令和3年修正）〔震災編〕

1 現在までの修正業務の概要

(1) 主要な修正点の検討（令和4年度）

- 東京都が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）を受け、狛江市地域防災計画震災編の修正を行うために、主要な修正点の検討を実施
- 狛江市地域防災計画等修正に係る庁内検討委員会を組織し、各課等の意見を踏まえて実施
- 令和4年度末に市長に対する修正業務の中間報告を実施

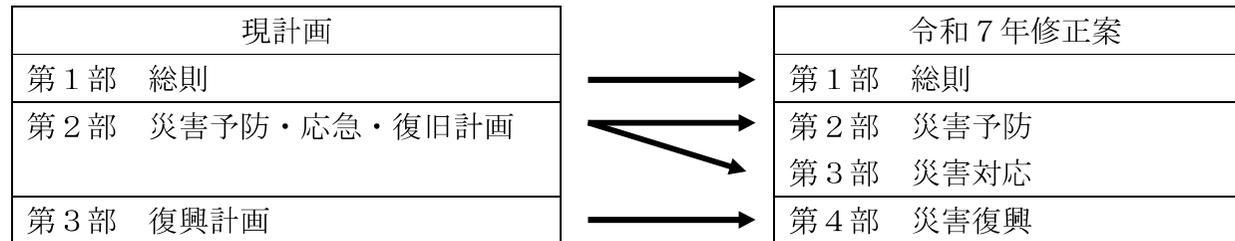
(2) 庁内案の起案（令和5年度）

- 令和4年度に実施した主要な修正点の検討を踏まえ、庁内案の起草を実施
- 庁内検討委員会を通じて、逐次修正案を各課等に提示して意見を聴取
意見を踏まえた修正を実施し、庁内案を概成（庁内案の完成は庁議を通じての意見を反映後）
- 「震災時の参集に関する職員意識調査」を8月に実施し、実施結果を修正案に反映（職員の子どもの預かりの施策）

2 柏江市地域防災計画震災編令和7年修正における主要修正事項（構成の変更）

（1）変更の概要

- 地震発生前の平時の業務である災害予防と地震発生後の有事の業務である災害対応を区分することで、特に災害対応時の業務の参考にしやすい構成とする。



- 第3部災害対応を応急対策と復旧対策に区分

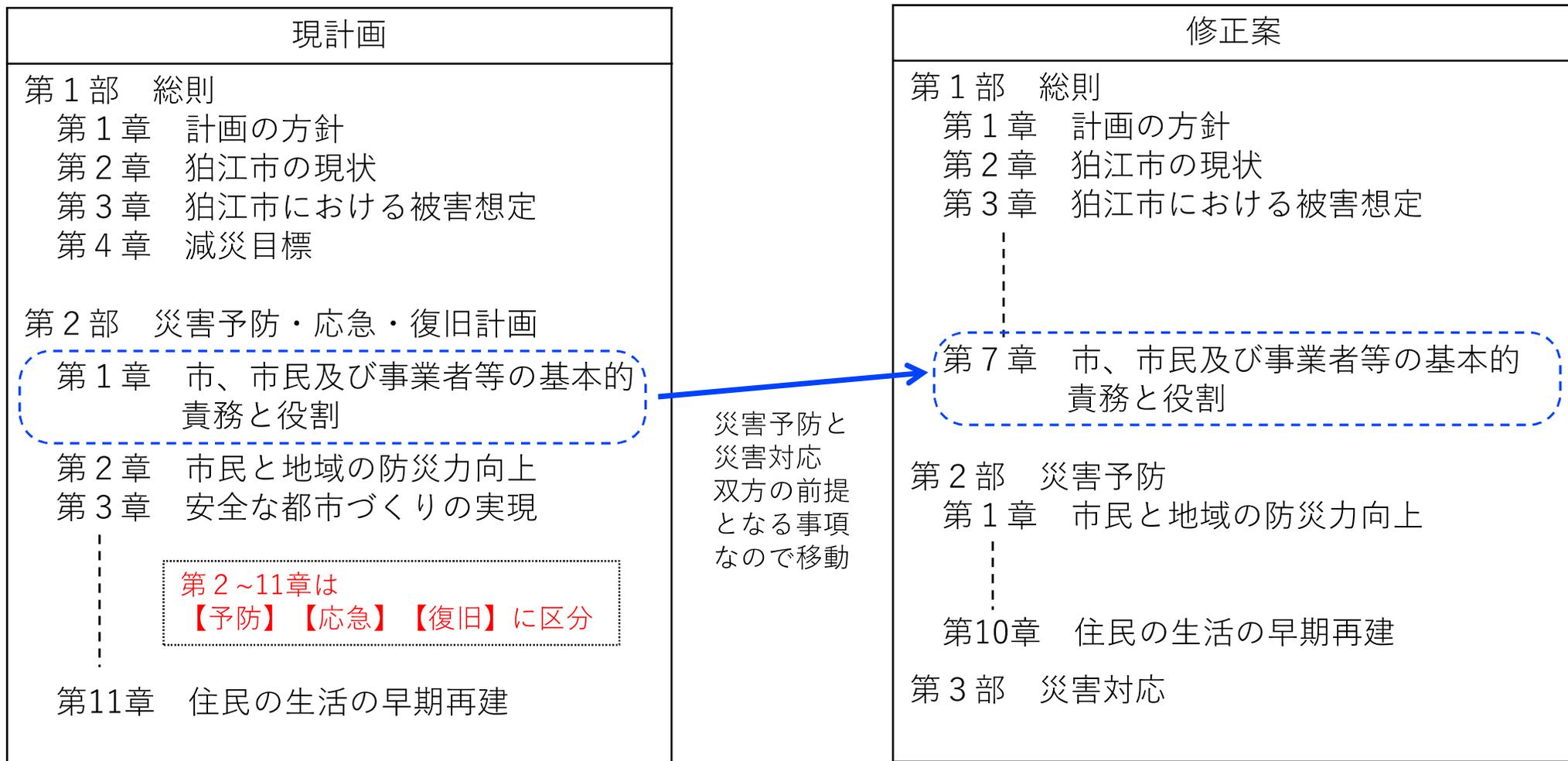
第1章 基本構想	災害対応が応急対策と復旧対策からなること等
第2章 応急対策	発災後3日間を基準：被災者の捜索・救助、被災者の安全確保、被害の拡大防止が焦点
第3章 復旧対策	発災後4日目以降を基準：活動の焦点が被災者の生活再建に徐々に移行

- 応急対策、復旧対策のそれぞれに災害対策本部事務局及び災害対策各部等が実施する事項を列挙

（2）付随事項

- 現計画の第2部第1章「市、市民及び事業者等の基本的責務と役割」は、新計画の第2部「災害予防」と第3部「災害対応」の双方に関係する事項であるため、第1部総則に移動

計画の構成の変更



2 狛江市地域防災計画震災編令和7年修正における主要修正事項（内容上の修正）

（1）東京都の新しい被害想定と地域防災計画の反映

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）、「東京都地域防災計画」（令和5年5月）等の反映

（2）災害対策本部組織の見直し

- 本部長を支える災害対策事務局の新設
- 災害復興本部準備室の新設

（3）震災後の在宅での生活の重視

- 令和4年の被害想定において避難者数が増加したが、狛江市は地域の特性（狭小、高い人口密度）から新たな避難所の確保に避難者の受入れが困難であることを踏まえ、震災後の在宅での生活の維持が必要
- 耐震性の高いマンションの防災・災害対応について記述
今後の検討を踏まえた大規模マンションへの物資の供給について記述

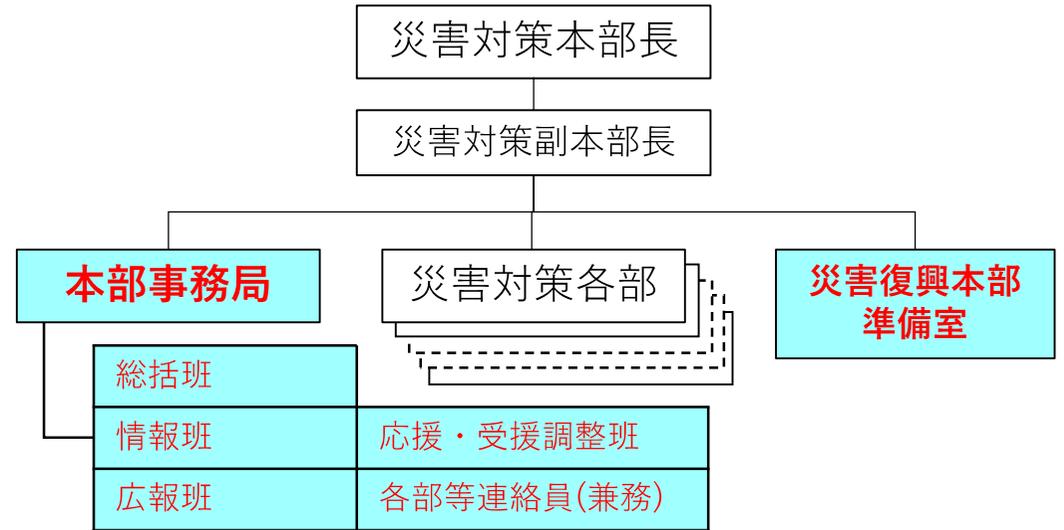
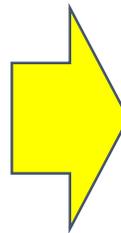
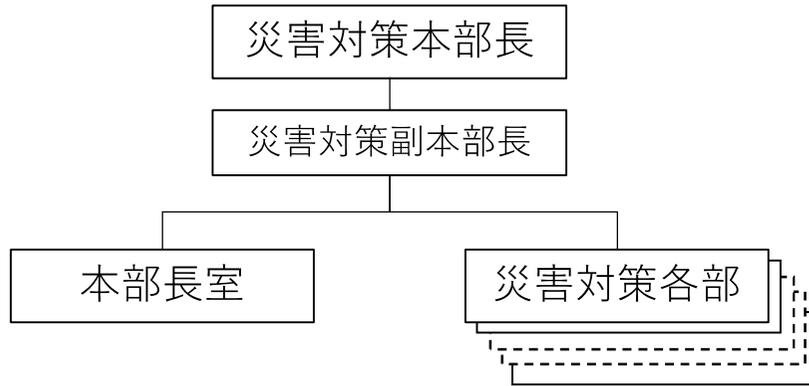
（4）職員の活動基盤の設定

- 災害対応の中心となる市職員の活動基盤の設定について記述
今後の検討を踏まえた職員の子どもの預かりについて記述（災害対応に従事する職員の確保）
食事・休息場所等の確保、メンタル面でのケアについて記述（職員の活動の維持）

（5）テレワークの導入の検討

- 将来的な技術の発展を見込んで、参集不可能な職員（本人や家族の負傷等）のテレワークによる活用に言及
参集不可能な職員を戦力外（現状）から、現場職員の負担軽減ができる戦力（将来）に変えること

災害対策本部組織の見直し



現在の本部長室の編成		
本部長	市長	1
副本部長	副市長、教育長、危機管理監	3
本部員	各部長、議会事務局長 安心安全課長、消防団長	11
合計		15

本部長室には実務要員（スタッフ）が欠落
各部が所掌事務を分担し積み上げるが、総合調整・統制機能が欠落

- ※ 事務局（スタッフ組織）に整備する業務
- ①情報の収集・処理・提供
 - ②対処方針の作成
 - ③対処要領の具体化
 - ④災対各部等との調整・統制
 - ⑤関係機関との調整
 - ⑥実施状況の掌握・評価
 - ⑦受援関連の調整・来援者の割振り
 - ⑧部外への情報発信

意思決定は、平時はボトムアップ → 時間をかけて質を追求
有事はトップダウン → 一定の質の下に迅速性を追求

震災後の在宅での生活の重視

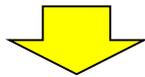
【避難所への避難者数の増加】



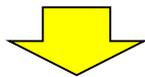
避難所の受入能力：8,613人

・・・**3,581人分が不足**

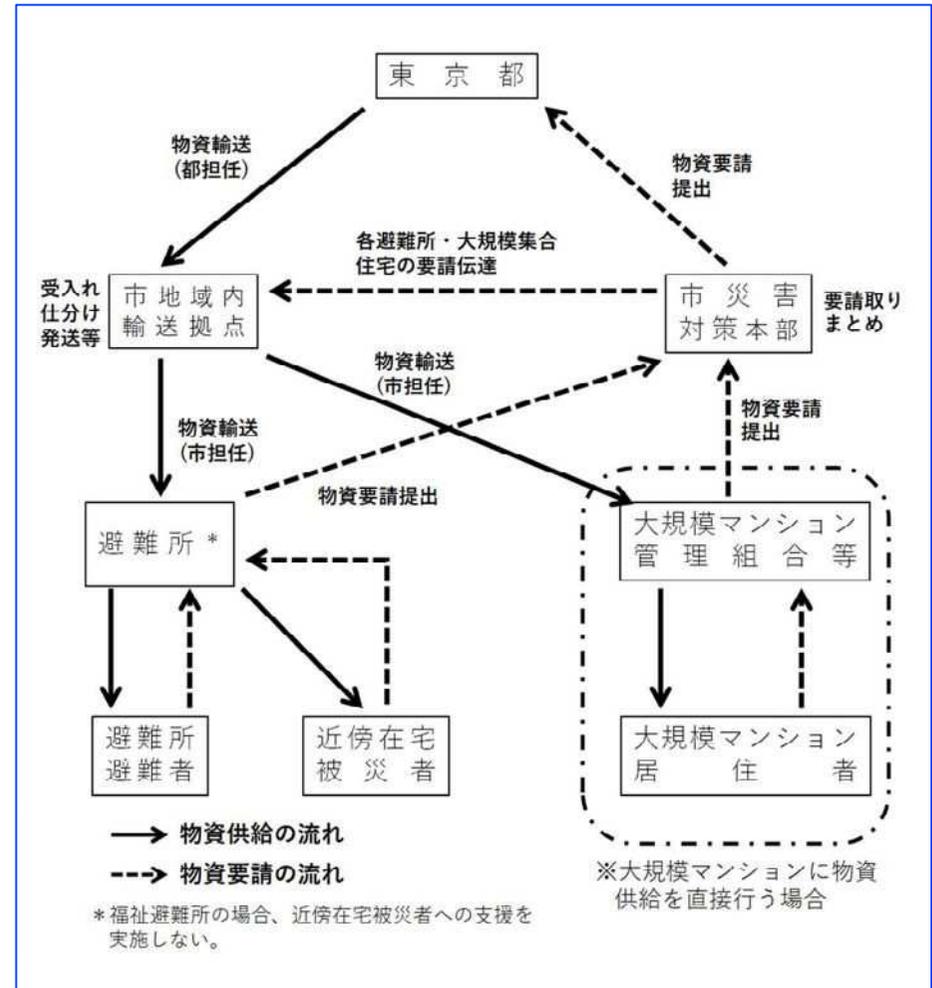
避難所を1.5倍にするのは困難



避難所に来る人を減らすこと



震災後の在宅での生活を支える



テレワークの導入の検討

災害時は職員も被災者
↓
参集できない職員も存在

◆ 現状は戦力外

- 技術の進歩
- システムの改善
- 被災後のインフラ回復

➤ 現場を支える戦力

災害対応業務は多様

- ✓ 現場での活動
(避難者への対応、被害状況の調査…)
- ✓ 会議・調整
(議事録作成、資料整理…)
- ✓ 事務的工作
(要望リストのまとめ、報告書の作成…)
- ✓ 被災者への対応
(VTCでの面談、電話相談…)

3 今後の業務予定

(1) 市庁内案の決定（庁議による意見聴取を経て、東京都に意見照会をかける庁内案を決定）

- 庁議への提示（3月5日庁議を予定）
- 各部長等からの意見提出受け（3月19日まで）
- 意見を踏まえた修正案の庁議への提示（3月26日庁議を予定）

(2) 東京都への意見照会

- 修正計画（案）の東京都への提出（令和6年4月）
- 東京都からの意見受領（1回目）（令和6年8月）
- 東京都からの意見を踏まえた調整・修正
- 東京都意見への回答（1回目）（令和6年9月）
- 東京都からの意見受領（2回目）（令和6年12月）
- 東京都からの意見を踏まえた調整・修正
- 東京都への計画提出（令和7年3月）

(3) 防災会議への付議（東京都への意見照会と並行して実施）

- 庁内案をもとに防災会議（1回目）に諮る素案を準備
- 防災会議（1回目）素案の決定（令和6年9月）
- 素案の公表パブリックコメントの実施（令和6年9月から10月）
- パブリックコメントの取りまとめ・反映（令和6年11月）
- 防災会議（2回目）に諮る案の準備（都の意見・パブリックコメントの意見を踏まえたもの）
- 防災会議（2回目）計画の決定（令和7年2月から3月）
- 計画の公表（令和7年3月）

今後の業務予定

R 6 年 3 月

市庁内案の決定

- 案提示庁議(5日)
- 意見聴取 (19日)
- 修正案庁議(26日)

